

【質問】

差額ベッド料を払わないといけませんか。払わないでもよい場合がありますか。

【回答】

医療機関側からの説明に納得し、同意書に署名をした場合は支払うこととなります。疑問を感じた場合は、医療機関に疑問の内容を伝えて相談してみましょう。

差額ベッド料を必要とする病室を「特別療養環境室」といい、この病室は健康保険適用外の費用であるため、医療機関によって金額は様々です。医療機関側からの説明に納得し、同意書に署名をした場合は支払うこととなります。

なお、厚生労働省の通知では、特別の料金を求めてはならない場合は、以下の例が挙げられます。

- ・同意書による同意の確認を行っていない場合
- ・患者本人の「治療上の必要」により特別療養環境室へ入室させる場合
- ・病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合

【参考通知】

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」

(平成18年3月13日付け保医発0313003号（最終改正：令和6年3月27日付け保医発0327第10号）)